○外務省令第四号

外務職員の留学費用の償還に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

外務大臣　茂木　敏充

外務職員の留学費用の償還に関する省令の一部を改正する省令

外務職員の留学費用の償還に関する省令（平成十八年外務省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（留学費用） **第三条**　法第二条第三項の外務省令で定める費用（以下「留学費用」という。）は、次に掲げる費用とする。 一　［略］ 二　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第六条第十項に規定する研修員手当	（留学費用） **第三条**　法第二条第三項の外務省令で定める費用（以下「留学費用」という。）は、次に掲げる費用とする。 一　［同上］ 二　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第六条第八項に規定する研修員手当
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○外務省令第五号

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

外務大臣　茂木　敏充

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令

住居手当の支給に関する規則（昭和四十四年外務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
在外住居手当の支給に関する規則	住居手当の支給に関する規則
（在外住居手当の号の適用） **第一条**　在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、在外住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号。以下「政令」という。）別表第二の在外住居手当の号は、次の表の下欄に掲げる在勤基本手当の号の支給を受ける者（次項に規定する職員を除く。）にそれぞれ対応する上欄の在外住居手当の号を適用する。	（住居手当の号の適用） **第一条**　在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号。以下「政令」という。）別表第二の住居手当の号は、次の表の下欄に掲げる在勤基本手当の号の支給を受ける者（次項に規定する職員を除く。）にそれぞれ対応する上欄の住居手当の号を適用する。

在外住居手当の号	在勤基本手当の号
公使	公使
一号	特号及び一号
二号	二号
三号	三号
四号	四号から六号まで
五号	七号から九号まで

住居手当の号	在勤基本手当の号
公使	公使
一号	特号及び一号
二号	二号
三号	三号
四号	四号から六号まで
五号	七号から九号まで